



都市環境

まちづくりの基本的方向

- 1 川崎らしい緑と水辺の風景を育みます
- 2 まちの基盤となる緑の保全と創出や地域の特色を活かした緑のまちづくりをめざします
- 3 暮らしの中に息づく水辺空間を育みます
- 4 市民の協働により、魅力ある川崎らしさの発見と創造をめざします
- 5 地球環境と地域の生活環境に配慮したまちをめざします

1 川崎らしい緑と水辺の風景を育みます

(1) 計画的な公園・緑地の配置の方針

- ・市の北西部に広がる多摩丘陵の多摩川右岸崖線の斜面緑地は、「(仮称)多摩川崖線軸」として、黒川、岡上、早野の「緑と農の3大拠点」をつなぐ丘陵地の緑は、「(仮称)多摩丘陵軸」として、貴重な水辺空間である多摩川は「(仮称)多摩川軸」として、市街地に点在する公園・緑地等の「緑の拠点」や臨海部における緑をつなぐ、市域の骨格を形成する貴重な環境資源であることから、積極的にその保全と活用に努めます。
- ・緑のネットワークの形成や都市気象の緩和、大気汚染の軽減、騒音の防止などを図るとともに、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間を確保し、身近な自然とのふれあいの場の提供など、環境保全の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。
- ・緑とオープンスペースの確保や市民が快適に利用できるスポーツ・レクリエーション施設の確保の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。
- ・都市の安全性の向上を図るために、災害の防止に資する避難地、避難路、防災遮断帯としての機能を有する公園・緑地の計画的な配置に努めます。
- ・空間的な広がりを持つ多摩川、歴史的・文化的な遺産である二ヶ領用水や中小の河川、多摩丘陵と斜面緑地、多摩川に沿って点在する生産緑地等は、良好な都市景観を形成する緑地として保全に努めるとともに、公共公益施設の緑化や民有地の緑化を進め、緑の都市景観の形成に努めます。

(2) 多摩丘陵の緑の保全と育成

- ・多摩丘陵の一角に位置する多摩川崖線を始めとした斜面緑地は、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間や市民の生活に潤いを与える貴重な自然環境であることから、斜面緑地総合評価に基づいて、地権者の協力を得ながら、「特別緑地保全地区」や「緑の保全地域」の指定、「緑地保全協定」の締結、ふれあいの森(市民緑地)として借地契約を行うなど、様々な緑地保全施策を活用し、保全に努めます。

- ・「特別緑地保全地区」等に指定された緑地については、良好な自然環境を維持していくために、植生管理や生物多様性の保全といった観点から、市民と協働して「保管理計画」を策定し、里山ボランティア等の市民の活動を支援し、保管理に努めます。
- ・一定規模以上の開発が行われる場合には、事業者や地権者に対して、緑地保全施策への協力を求めていくとともに、開発対象区域内の緑地や自然的環境の保全・創出等の指導を行います。

(3) 「農」のある風景と都市農地の保全

市街化調整区域における「農」のある風景の保全

- ・黒川、岡上、早野の農業振興地域は、「緑と農の3大拠点」として、優良な農地の保全に努めるとともに、生物多様性の保全や環境学習の場の確保、耕作放棄地の解消の観点から、まとまりある斜面緑地の保全と谷戸に介在する農地の一体的な保全に努め、里地里山環境の保全と「農」のある風景の保全をめざします。
- ・黒川地区は、農業生産の場として、また、市民交流型農業を進めるために、「農業公園構想」の実現に向けて、農家や市民と協働して、農業を核とした地域の活性化をめざします。
- ・多摩丘陵の保全という広域的視点から、黒川、岡上、早野の「緑と農の3大拠点」をつなぐ連なりのある丘陵地の緑は、「(仮称)多摩丘陵軸」として、その保全をめざします。

都市農地の保全と活用

- ・多摩川沿いの平野部や丘陵部に点在する優良な農地は、都市における新鮮な農産物の供給地として、さらに、雨水の保水や地下水の涵養、都市気象の緩和、災害の防止、都市におけるオープンスペースの提供といった多面的な機能を持っていることから、良好な都市環境の形成に資する一団の優良な農地は、生産緑地地区に指定し、保全に努めます。
- ・都市農地の保全・活用を進めるために、農家が開設し、自ら指導を行う体験型農園やレクリエーション農園、学校農園など市民が「農」に親しむことができる仕組みづくりに向けて、農家・市民と協働して取り組みます。
- ・農産物の直売所の設置等による地産地消の仕組みづくりなど、農家と住民との協力による「農」のあるまちづくりの活動を支援します。
- ・地域の防災性の向上をめざして、農家の協力により、災害復旧活動支援の場となる「市民防災農地」の登録を進め、農地の活用に努めます。
- ・農業の営農環境を維持するとともに、農地と住宅地が調和した良好な市街地の形成をめざして、農家の営農意向や宅地化意向を踏まえ、住民の発意による優良な農地の集約化と良好な住環境を形成する地区計画等の土地利用ルール策定や、地権者による土地区画整理事業等を支援します。
- ・安全・安心な環境保全型農業の推進や地産地消の仕組みの確立、さらに、「農」のある風景の保全等の農業振興施策と連携し、都市農地活用アドバイザー制度等を活用して、農家地権者や住民等の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

(4) 臨海部の緑化推進

- ・臨海部では、港湾緑地の整備を進め、市民が集う魅力ある港づくりを進めるとともに、大規模な土地利用転換の機会をとらえて、親水空間や緑地の整備を誘導し、「親水空間のネットワーク」の形成をめざします。

2 まちの基盤となる緑の保全と創出と地域の特徴を活かした緑のまちづくりをめざします

(1) 地域特性を活かした特色ある公園・緑地の整備

大規模公園・緑地の整備

- ・「総合公園」である富士見公園、等々力緑地、生田緑地、王禅寺ふるさと公園や「都市緑地」である菅生緑地等の大規模公園・緑地は、本市の緑の骨格を形成する「緑の拠点」として、防災機能や自然とのふれあい、スポーツ・レクリエーションの場として、地域特性を活かした整備や維持管理を進めます。

地域の核となる公園の再整備と身近で安全な公園づくりの促進

- ・人口密度や誘致圏域のほか、地域特性に配慮しながら、利用者のニーズを踏まえた魅力ある公園・緑地の整備に努めます。
- ・地域の核となる「地区公園」、「近隣公園」は、少子高齢社会における子育てや憩いの場、多世代の交流が可能な場として、老朽化した公園は、市民参加により整備計画を策定し、公園の再生に努めます。
- ・地域の身近な「街区公園」は、地域のニーズに沿った特色ある公園の整備の整備に努めます。
- ・身近な公園・緑地は、地域コミュニティを育む拠点として、公園の維持管理や利用調整を行う「公園緑地管理運営協議会」を地元組織し、住民主体による身近な緑の育成活動を支援します。
- ・緑ヶ丘霊園、早野聖地公園は、墓地の安定供給を図るとともに、緑地保全やレクリエーション機能を持つ墓園整備を進めます。
- ・再開発等の整備の機会をとらえて、都市景観の向上や歩行者等の休息・交流等のための「広場」の配置に努めます。
- ・動植物の生息・生育地である樹林地等を保全し、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として、緑地保全施策等と関連させながら「都市林」の配置に努めます。
- ・環境保全機能や災害時の安全な避難路、避難地などが期待できる「緑道緑地」の配置に努めます。
- ・臨海部において、東扇島東緑地の整備や、東扇島地区や千鳥町地区の港湾緑地の維持管理を進めるとともに、浮島地区の暫定土地利用を検討します。

(2) 水と緑のネットワークの形成と市街地緑化の推進

- ・大規模公園等の「緑の拠点」を核に、多摩丘陵の多摩川崖線の斜面緑地や多摩川、街なかの生産緑地地区、社寺林、事業所の緑、住宅地の緑を緑道や街路樹、河川・水路などでつなぐことにより、水と緑のネットワークの形成をめざします。
- ・再開発等の大規模な土地利用転換にあたっては、「緑化指針」等に基づき、緑化地の創出を適切に誘導します。
- ・一定幅員以上の幹線道路において、道路緑化に努めるとともに、沿道の街なみ景観の向上・改善に取り組む住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・市街地においては、公共公益施設の緑化に努めるとともに、市民や事業者との協働により、生垣緑化や駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化、事業所緑化などの民有地の緑化を促進し、環境や景観の向上に寄与する市街地の緑化の推進に努めます。
- ・工場を始めとした事業所の緑化を誘導するとともに、緑地環境の維持・保全を促進します。
- ・遊休地となっている公共事業予定地や街かどのオープンスペース等を活用し、花壇の設置や緑化を進める、市民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・住民からの申請に基づき「地域緑化推進地区」を認定し、住民の発意による主体的な地域緑化の活動を支援します。
- ・広域拠点である川崎駅周辺地区・小杉地区・新百合ヶ丘地区は、「緑化推進重点地区」として、市民、事業者と協働して、公共施設の緑化や民有地の緑化に重点的に取り組みます。また、登戸地区、溝口地区、鷺沼地区、新川崎地区、塩浜地区、浜川崎地区は、「緑化推進重点地区」の候補地として、順次、市民と協働して計画策定に努めます。

3 暮らしの中に息づく水辺空間を育みます

(1) 流域を視野に入れた総合的な治水対策と健全な水循環系の再生

- ・多摩川水系、鶴見川水系において、流域の保水・遊水機能の確保や、河川・下水道整備と一体となった総合的な治水対策をめざします。
- ・河川は、治水上の機能に加え、動植物が生息する水と緑の空間、市民に潤いとやすらぎをもたらすオープンスペース、沿川地域と一体となった都市景観の形成、震災時における避難路、延焼遮断帯等の防災機能といった多様な役割を果たしていることから、治水安全度の向上と、自然生態系の保全と回復とのバランスの取れた河川整備をめざします。
- ・多摩川沿いの地域の治水安全性を高め、流域の市街地の良好な住環境を形成するために、国による高規格堤防（スーパー堤防）整備事業と連携し、多摩川の自然資産を活用した、市街地と河川敷が一体利用できる空間形成をめざします。

(2) 多摩川の水辺空間の保全と活用

- ・貴重な環境資源である多摩川は、本市の骨格を形成する「(仮称)多摩川軸」として位置づけ、多くの市民が楽しみ憩える環境の創出をめざして、多摩川やニヶ領用水などの貴重な資源を有効に活用し、市民活動団体やNPO、国などとの協働・協調の取組により、魅力ある水辺空間づくりを推進します。
- ・多摩川は、都市計画緑地として指定されているとともに、一部は、風致地区にも指定されており、治水安全度の向上と、かけがえのない自然の恵みの次世代への継承、健全な水循環系の実現を図る流域全体を視野に入れた総合的な治水対策、生物多様性の保全回復をめざす「多摩川水系河川整備計画」と連携して、川を活かしたまちづくりをめざします。
- ・多摩川河川敷において、多くの市民が楽しみ憩える空間として、自然環境の保全や景観の保全、スポーツやレクリエーション、環境学習の場等としての活用をめざして、「多摩川プラン」を策定し、市民活動団体や国などとの協働・協調の取組により、魅力ある水辺空間づくりをめざします。
- ・多摩川の水辺景観の保全と沿川市街地を含めた一体的な景観づくりを進めるために、市民と共に「多摩川景観形成ガイドライン」を作成します。
- ・国が実施する高規格堤防（スーパー堤防）整備事業と連携した市街地整備や、国による人と川とのふれあい対策事業（緩傾斜スロープの整備等）にあわせ、市街地から多摩川への市民のアクセス環境の改善に努めます。

(3) 鶴見川流域を視野に入れた水循環系の健全化

- ・鶴見川水系においては、流域の健全な水循環の回復をテーマとし、治水安全度の向上、平常時の水環境の改善、流域の自然環境の保全・回復、震災・火災時の安全支援、流域意識を育む水辺のふれあいを総合的に管理する「鶴見川流域水マスタープラン」に基づき、国や県と連携して、河川整備や河川環境の改善をめざします。
- ・河川敷や水面などの水辺環境の向上を図るため、動植物の生育・生息空間の保全・再生や緑化の推進などに努めます。
- ・矢上川の野川地区では、「鶴見川流域水マスタープラン」のモデル事業として、防災用河川施設の整備、水循環機能の回復、川とのふれあいの場づくりなど、市街地での河川環境を改善する河川整備を進めます。

(4) 都市の快適な環境づくりに寄与する河川の整備

- ・河川や水路は、市街地に残された貴重な水と緑のオープンスペースとして、河川整備にあたっては、地域の実情に応じて、環境に配慮した親水空間の整備や、河川や水路に隣接する道路等の緑化に努めるなど、水と緑のネットワークの形成をめざします。
- ・平瀬川支川上流部では、住民参加により策定した基本計画により多自然型河川改修を進め、地

域住民が水に親しめる、洪水に強い安全な川づくりを進めます。

- ・二ヶ領用水では、水源が確保され再生可能な箇所から水路の整備に努めます。
- ・河川・水路の潤いある空間づくりにあわせて、水辺空間を活かした沿川市街地の街なみ景観づくりに取り組む住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・丘陵部の谷戸には湧水が残されていることから、健全な水循環を回復し、地下水の保全を図るため、地下水涵養の取組や湧水地の整備に努めます。

(5) 都市の快適な環境づくりをめざした下水道の整備

- ・安全で快適な都市環境を実現するために、浸水防止や水洗化による生活環境の向上、公共用水域の水質保全を図る下水道施設の早期完成をめざします。汚水整備については、臨海部を除く市街化区域全域の整備を図り、雨水整備については、計画対象降雨5年確率(時間雨量52mm)を10年確率(時間雨量58mm)に引き上げることを目標に進めます。
- ・老朽下水管の再整備や水処理センター・ポンプ場の計画的な維持管理と更新を進めます。
- ・東京湾や多摩川・鶴見川の水質改善を図るために、合流式下水道の改善を進めるとともに、水処理センターにおける高度処理施設の導入を進めます。

4 魅力ある川崎らしさの発見と創造をめざします

(1) 市民・事業者・行政の協働による景観づくり

- ・優れた景観形成に向けて、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たすことが求められています。景観形成の主役として、市民の主体的な景観づくりの活動を支援するとともに、景観形成の協力者である事業者に対しては、景観形成施策に基づく事業の実施を誘導します。
- ・行政は、景観形成の総合的な推進役として、また、景観形成の先導的な役割を担うために、景観に配慮した公共空間の整備に努めます。

(2) 川崎の骨格を際立たせる景観づくり

- ・多摩丘陵や多摩川、港湾など、本市を象徴する景観資源を骨格として際立たせ、市域全体を分かりやすい都市構造に導く景観づくりを進めます。

(3) 表情豊かな川崎の顔づくり

- ・広域拠点、地域生活拠点、臨海都市拠点等の本市の都市イメージを形成している地区、また、地域の顔となっている地区について、景観法や条例に基づく制度を活用し、市民、事業者、行政が協働して、先導的な景観形成を誘導することにより、表情豊かな川崎の顔づくりを進めます。

(4) 地域の特性にあわせた豊かな街なみづくり

- ・地域の自然的資源や歴史的資源、新たにつくられた都市的資源等大切にすべき資源を発見し、調和させながら受け継いでいくことをめざして、市民の発意による主体的な景観づくりの活動を支援します。

(5) 来訪者に優しい交流環境の整備と観光を通したまちづくり

- ・産業遺産や文化・歴史・自然資源を活かし、魅力ある集客拠点の整備や交通基盤施設、案内サインの整備等、市民や事業者と連携して、地域の特性に応じた観光を通したまちづくりをめざします。

5 地球環境と地域の生活環境に配慮したまちをめざします

(1) 自動車公害対策の推進

- ・自動車の排出ガスの低減や低公害車の普及、自動車利用の抑制などを推進し、自動車公害の防止に努めます。
- ・交通需要管理（TDM）手法を活用し、地域の特性に応じた交通量・交通流対策を関係機関との連携により実施し、自動車からの汚染物質の排出量を削減することにより、道路沿道の環境改善に努めます。

(2) 市民の快適な生活環境の創造

- ・産業公害や都市生活型公害の防止を図るために、用途地域等の地域地区の指定にあたっては、環境との調和に配慮した土地利用の誘導に努めます。
- ・都市施設の整備や市街地開発事業の実施にあたっては、地域の環境特性を十分把握し、周辺環境との調和や大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音・振動、雨水流出、廃棄物の増加等による環境影響への配慮に努めます。
- ・工場跡地等の大規模な土地利用転換にあたっては、周辺市街地との調和や環境改善等に資する計画的な土地利用の誘導に努めます。また、有害物質等による土壌汚染対策の事業者等の適切な取組を指導します。
- ・一定規模以上の建築物等の建築にあたっては、大気汚染や騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染等の公害を防止するため、環境に配慮した適切な土地利用や施設整備を誘導します。
- ・土地の区画形質の変更を伴う大規模な開発行為に対しては、周辺の環境特性や土地利用と整合するよう、緑地や生物の生息環境への配慮や水質汚濁、雨水流出、廃棄等による環境への影響の配慮を適切に誘導します。
- ・工場や事業所等からの大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動等の公害を防止するため、事業者等の適切な取組を指導します。

(3) 環境に優しい循環型のまちづくり

- ・地球環境問題への対応を考慮し、資源・エネルギーの効率的な利用、廃棄物の発生・排出抑制、再利用・再生利用、水循環構造の保全・再生等の視点に立って、環境負荷が少なく、循環的な社会システムの構築をめざした都市構造の形成や土地利用の誘導、都市施設の整備を進めます。
- ・公共施設等への太陽光発電システムやコージェネレーションシステム等の導入に努めるとともに、民間における新エネルギーの普及・促進を進めます。
- ・「エコタウン構想」に基づき、臨海部における資源循環への取組を促進します。

(4) 廃棄物処理施設の適正な立地による資源循環のまちづくり

廃棄物処理施設の適正な立地

- ・廃棄物処理施設は、処理区域の広がり、人口の分布、施設の特性等を勘案して、都市計画決定により設置することを原則とします。民間事業者による廃棄物処理施設の立地にあたっては、資源の再生利用による循環型社会の構築の観点や周辺市街地への環境影響を考慮し適切な指導を行います。
- ・市内から発生する一般廃棄物の焼却残灰などの最終処分場として、浮島廃棄物埋立護岸の整備を進めます。